

「西宮市都市計画マスタープランの部分的な見直し」について — 市民の皆様のご意見・ご提案を募集します —

西宮市はこのたび、都市計画マスタープランの部分的な見直しを行いましたので、その素案に対する皆さんからの意見を募集いたします。

西宮市では、平成14年に初めての都市計画マスタープランを策定しており、平成23年策定の現在のマスタープランでは、1年ごとに成果の把握と、3年ごとに部分的な見直しの必要性を検討することとなっています。

今回、平成26年度に「都市計画マスタープラン見直し必要性検討委員会」を設置し、これまでの運用状況を踏まえて検討を行った結果から、部分的な見直しを行うものです。

構 成		項 目	見直し内容
序章	これからのまちづくり		●文言の修正
1章	暮らしとまちのビジョン		変更なし
2章	まちづくりの基本方針		●施策展開の方向性は3章全体構想に移行
3章 (追加)	全体構想	土地利用、交通、環境、景観、防災など	●H14策定の旧都市マスをベースに作成
4章	まちづくりの推進のために	協働のまちづくりの推進 成果の把握と見直し	●地区まちづくり計画の枠組みにものづくりと取組みを追加 ●成果把握の手法と実施頻度を見直し
参考資料		西宮市の概況 都市計画概要図 ⇒西宮市の都市計画	●都市計画に関する統計データ等を追加 ●都市計画決定の状況を追加

募集要領

● 詳しい資料の閲覧方法

- (1)西宮市のホームページ(暮らしの情報→都市計画)に掲載
- (2)西宮市都市計画課(市役所本庁南館3階)、本庁舎1階総合案内所横ミニ情報センター又は、各支所及び市民サービスセンター、アクタ西宮ステーションの窓口で閲覧可能

● ご意見の提出

(1)募集期間

平成28年11月11日(金)から平成28年12月9日(金)まで

(2)提出方法

ア 記載様式は自由です。(よろしければ別添の様式をご利用ください。)

イ 提出頂いたご意見・ご提案の内容について、こちらから照会させて頂く場合がありますので、住所(所在地)、氏名(団体名)、年齢、電話番号についてはご記入をお願いします。

ウ 下記の提出先まで募集期間内に持参または郵送してください。

(3)提出先

〒662-8567 西宮市六湛寺町10番3号 西宮市役所 都市デザイン課

● その他

皆様からお寄せいただいたご意見などの概要とこれに対する市の考え方につきましては、住所や氏名などの個人情報を除き、市のホームページや都市計画審議会等で公表させて頂きます。

ただし、ご意見などに対する個別の回答はいたしませんのであらかじめご了承ください。

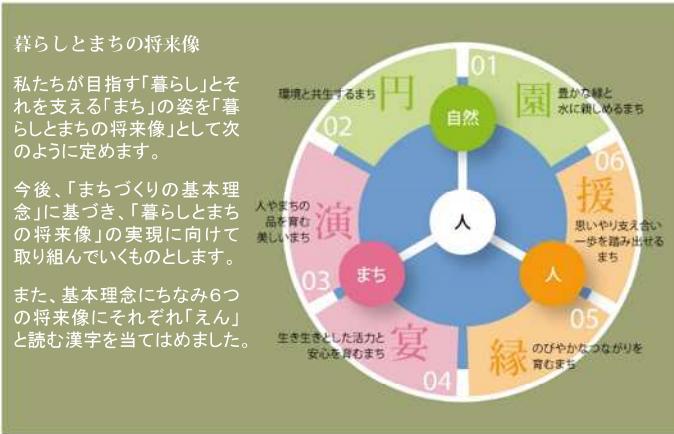
西宮市の都市計画に関する基本的な方針

第1章 暮らしとまちのビジョン

まちづくりの基本理念

私たちは、西宮がこれまで培ってきた文教住宅都市としての優れた環境と、品の良さを感じさせる個性的な都市イメージをさらに高め、後世に継承するため、「人(私)と自然」、「人(私)とまち」、「人(私)と人」のつながりを育み、美しいまちを実現します。

宮水の「えん」でつなぎ育む美しいまち西宮



暮らしとまちの将来像

01 豊かな緑と水に親しめるまち

自然をより身近な存在として感じ、その恩恵を享受できる暮らしを実現していきます。緑や水と関わり、生物多様性を保全する中で、新たなコミュニケーションが生まれ、人と自然が調和する緑と水に包まれたまちを目指します。

02 環境と共生するまち

身近な地域の環境や地球環境との関係を意識しながら、地球上にやさしい暮らしを実現していきます。美しく快適な暮らしの中で自然を意識するきっかけを与えてくれる環境にやさしいまちを目指します。

03 人やまちの品を育む美しいまち

まちに愛着や誇りを感じ、こころ豊かに過ごせる暮らしを実現していきます。これまで培われてきた地域の風土や歴史を大切にしながら、優れた芸術、文化、教育に触れ、人やまちの品を育む美しいまちを目指します。

04 生き生きとした活力と安心を育むまち

安らぎや快適を感じ、自分らしさを表現できる暮らしを実現していきます。暮らしに必要な機能が身边に利用できるとともに、企業の操業環境が住環境と調和した、災害に強いまちを目指します。

05 のびやかなつながりを育むまち

地域、世代、立場を超えてふれあい、行き交うことができる暮らしを実現していきます。様々な人がつながり学びあえる交流の場と、つながりが時間を超えて受け継がれ、次の担い手を育んでいくことができるまちを目指します。

06 思いや支え合い一步を踏み出せるまち

互いに思いやり、支えあい、応援する気持ちを共有しながら、優しさが感じられる暮らしを実現していきます。様々な人の交流を通じて、一人ひとりが自分にできることを考え、できることから一步を踏み出す勇気を与えてくれるまちを目指します。

第2章 まちづくりの基本

01 緑と水を身近にする

六甲の山並みや川の流れ、田園風景などの自然や環境の恵みに感謝し、緑や水を身近に感じができるまちづくりを進めます。

02 環境と共生する

地球環境への負荷が少ない、生物多様性に配慮したまちづくりを進めます。

03 地域の個性を活かす

地域の歴史や伝統、文化、産業、芸術、文化財、名産品、まちなみを再確認し、それらを磨き、活用することで、地域への愛着を育み、地域の個性を活かしたまちづくりを進めます。

04 都市の魅力を高める

「文教住宅都市」という良好な都市イメージを大切に育み、多くの人があこがれ、訪れたい、暮らしたいと思うまちづくりを進めます。

05 安全と安心を守る

防災性、防犯性に優れた都市の基盤整備に加え、子どもや高齢者をはじめとする様々な人が互いに支え合い、協力・連携し、安全・安心、快適に暮らし続けることができるまちづくりを進めます。

06 元気やにぎわいを生み出す

「学習」「雇用」「娯楽」といった暮らしの活動を支える生活環境を整え、地域に元気やにぎわいを生み出すようなまちづくりを進めます。

07 地域のチカラを高める

豊かなコミュニティを育み、市民、事業者、行政が互いに助け合い、地域が中心となった自律的な活動が可能となるまちづくりを進めます。

第3章 全体構想

章すべてを新たに追加しました

01 都市空間整備の方針

基本方針

都市空間の整備にあたっては、地域の特性を生かしつつ、整備、開発、保全を適切に図り、災害に強く、うるおいと活力のあるまちづくりをめざします。このため、市街地の形成過程や日常の生活圏を考慮しつつ、都市核、地域核、都市軸等を設定し、都市の骨組み、土地利用の方向を明確にするとともに、都市機能の適正な誘導や、都市交通体系の確立、公園緑地の整備、防災機能の向上などを図り、各地域が相互に連携、補完しつつ市域全体として均衡のとれた魅力ある都市空間の形成に努めます。



1 地域別整備の方針

南部地域

合理的で秩序ある土地利用を進め、良好な住環境や産業環境、都市景観を育成するとともに都市の基盤整備に努め、災害に強く魅力的で活力ある市街地の形成を目指します。また、臨海部においては、自然海浜の保全や公園緑地整備等により魅力ある親水空間と景観の形成に努めるとともに、内陸部との連携を図りつつ、良好な産業環境の維持、育成や産業活動の振興に努めます。

北部地域

無秩序な開発を防止し、自然環境や農地の保全に努めるとともに、交通条件の整備などにより生活環境の維持に努め、地域の特性に応じた市街地の形成を目指します。

■ 都市空間整備方針図



2 都市核等の設定

都市核

都市核は、商業・業務や教育・文化、行政、医療・福祉等の複合的な都市機能が集積し、市民生活や都市活動の拠点となるものです。

- 阪急西宮北口駅周辺
- 阪神西宮駅・JR西宮駅周辺

地域核

主要な駅前等を中心とする商業地などを地域核とし、商業、医療・福祉等の日常生活の拠点とした誘導に努めます。

- 阪急今津駅・阪神今津駅周辺
- 阪急夙川駅周辺 ● 阪急苦楽園口駅周辺
- 阪神甲子園駅周辺 ● JR甲子園口駅周辺
- 阪急甲東園駅周辺 ● JR西宮名塩駅周辺
- 国道176号沿道から山口支所にかけた地域

地区核

日用品などの店舗が徒歩圏内に立地する地区を地区核とし、生活拠点として育成します。

- 阪急甲陽園駅周辺 ● 阪急門戸厄神駅周辺
- 阪神鳴尾駅周辺

都市軸

主要な道路及びその沿道を都市軸として設定し、商業・業務機能、教育・文化施設、緑化などの連携を強化するとともにその機能の向上に努めます。

生活文化軸

教育・文化施設や生活関連施設が集積し、良好な市街地を形成しているゾーンに位置づけ、その機能の充実に努めます。

水と緑の軸

東六甲山系の緑、御前浜(香櫞園浜)などの海浜、夙川や武庫川などの河川など、豊かな自然環境が連続するゾーンに位置づけ、これらの自然条件を生かし、ゆとりとうるおいのあるまち並みの形成に努めます。その他の河川や水路であっても同様に機能の維持・充実に努めます。

スポーツ・レクリエーション拠点

多くの市民が利用する若しくは市外からも利用者が訪れる公園などの施設をスポーツ・レクリエーション拠点として位置づけ、機能の充実と活用の促進を図ります。

- 甲山森林公園 ● 北山公園
- 西宮中央運動公園 ● 阪神甲子園球場
- 西宮浜総合公園 ● 西宮ヨットハーバー
- 浜甲子園運動公園 ● 鳴尾浜臨海公園

■ まちづくり方針図



02 土地利用の方針

基本方針

都市空間整備の方針にもとづき、本市の恵まれた都市環境を今後とも維持、向上させていくため、自然環境の保全に努めるとともに、地区の特性を生かし、快適な市民生活と活力ある都市活動が営まれるよう、次の方針にもとづき計画的な土地利用を推進します。

利用を誘導することで、新たな市街地の拡大を防止し、市街化調整区域の保全に努めます。

市街地ゾーン（市街化区域）

社会経済活動の動向等を踏まえ、住宅地、商業・業務地、工業・流通業務地、文教地等、適正な土地利用を図ります。

住宅地

戸建て住宅を主体とする低層住宅地として、良好な住環境の保全に努めます。

- 中低層住宅地

戸建て住宅や中層共同住宅が立地する中低層住宅地として、良好な住環境の保全に努めます。

- 中高層住宅地

中高層住宅地として、良好な住環境の保全に努めます。

- 都市型住宅地

商業活動と住環境が調和した利便性の高い市街地の形成に努めます。

- 農・住共存地

良好な農住環境や田園風景の保全に努めます。

商業・業務地

複合的な都市機能の集積と土地の合理的な高度利用を図ります。

- 近隣型商業地

日常に必要なサービス等の確保や地域コミュニティの拠点となる商業地としての環境づくりに努めます。

- 幹線沿道地

商業集積や適正な沿道利用の誘導を図ります。

工業・流通業務地

- 工業地

周辺環境との調和に考慮しつつ、既存産業の保全に努めます。

- 住・工共存地

環境に配慮しつつ、産業立地条件の維持改善に努め、住宅との共存に努めます。

- 流通産業地

産業活動の振興、流通機能の向上に努めます。

歴史的産業地

操業環境の保全に努めます。

文教地

教育環境の保全を図るとともに、周辺との調和、景観に配慮しつつ、機能充実のために条件整備に努めます。

自然緑地ゾーン（市街化調整区域）

緑の保全を基本とし、保全緑地と共生緑地に区分し、市街地近郊の貴重な緑地として緑の保全と創造に努めます。

市街化区域内の未利用地において適正な土地利用を誘導することで、新たな市街地の拡大を防止し、市街化調整区域の保全に努めます。

■ 土地利用方針図



保全緑地

開発を防止し、市街地近郊の貴重な緑地としての保全に努めます。

共生緑地

無秩序な都市化を抑制することを基本とし、緑の保全と創造に努めます。



03 市街地・住環境の整備の方針

1 市街地整備

基本方針

都市機能が充実した魅力的な都市核の形成を図るとともに、土地利用の状況や自然環境、歴史、まちなみなど、地域の特性を生かした良好な市街地の形成を図ります。

また、主要な幹線道路沿道では防災機能の向上とともに、適正な土地利用を誘導します。

1 魅力的な都市核の形成

- 阪神西宮駅の北側地区の再整備
- 市役所周辺における庁舎等の集約整備
- 卸売市場の再生整備

2 市街地の整備等

- 甲東瓦木地区の整備手法の切り替え
- 阪急神戸本線武庫川橋梁部の新駅設置

2 住宅ストックと住環境の整備

基本方針

少子高齢化の進行やライフスタイルの多様化など、社会的状況の変化に対応した多様で良好な住宅ストックを形成するとともに、既存の住宅ストックの適切な維持と活用を図ります。

また、文教住宅都市の基調となっている多様で良好な住環境の保全・向上を図るとともに、地区計画など住民の主体的なまちづくりを支援します。

1 住宅ストックの形成と維持・活用

- 浜甲子園団地の良好な住宅地の形成
- 市営住宅の管理戸数適正化
- 武庫川団地での多世代居住の検討
- 空き家を含む既存住宅ストックの活用

2 良好な住環境の保全と向上

- 開発行為への適正な規制・誘導
- 住民主体のまちづくり
- 地区計画等の策定に取り組む住民組織への支援

04 都市交通体系の整備の方針

1 公共交通の利便性向上

基本方針

商業、医療・福祉などの生活サービス施設が集積する鉄道駅を核としたコンパクトなまちづくりの推進のため、すべての人が移動しやすい交通環境の充実に努めます。居住地と鉄道駅及び公共施設などを効率的に連絡するアクセス道路の整備や、駅前広場などの交通結節点の機能強化により、路線バスの定時性や速達性を高めるとともに、バス路線の再編を図るなど、鉄道とバスを中心とした公共交通ネットワークの形成を図ります。

1 鉄道の利便性向上

- 阪急神戸本線武庫川橋梁部の新駅設置と駅周辺のまちづくりの検討

2 バスの利便性向上

- 路線の再編等によるバスの利用促進
- コミュニティ交通導入する地域への支援

3 交通結節点の強化

- 阪神西宮駅の北側、阪神甲子園駅、JR甲子園口駅、阪神鳴尾駅の北側における交通結節機能の強化

道路の整備

基本方針

市民生活や産業活動の利便性を高め、また、災害に強いまちづくりを進めるため、広域幹線道路や地域内幹線道路の整備を進めます。

同時に、鉄道との立体交差化を促進し、自動車交通流の円滑化を図るとともに、安全で快適な歩行者空間を確保するなど道路環境の改善に努め、人と環境に配慮した道づくりを進めます。

1 道路ネットワークの形成

- 国道176号の整備、県道生瀬門戸荘線の拡幅整備
- 名神湾岸連絡線の計画の具体化の要請
- 山手幹線(熊野工区)、競馬場線の整備
- 今津西線、武庫川広田線、甲子園段上線、丸山線の事業化に向けた検討

2 鉄道との立体交差化

- 阪急電鉄神戸本線の連続立体交差事業の事業化検討

3 道路環境の改善

- 道路の改良整備
- 橋梁等の長寿命化
- 安全で快適な歩行空間の確保
- 自転車の走行環境の改善

駐車対策の推進

基本方針

駐車場整備地区の活用や開発事業者への指導など、駐車場整備とその有効利用を促進するほか、警察や事業者、地域住民と連携して路上駐車の解消に努めます。

また、駅周辺では鉄道事業者の協力を求めるとともに、駐車需要が見込まれる施設に自転車駐車場の確保や適正な管理を求めるとともに、自転車利用の適正化を図ることで、放置自転車の解消に努めます。

1 適切な駐車場の整備と活用

- 駐車場の適正配置と駐車場整備地区の活用

2 自転車利用の適正化

- 適正な自転車駐車場の確保や管理
- 放置自転車の解消

05 都市環境の形成の方針

自然環境の保全と活用

基本方針

人と自然が共生できるまちをめざし、豊かな自然環境の保全、育成に努めるとともに、市民の憩いの場、レクリエーションの場として活用します。

- 自然緑地・農地の保全と活用
- 甲子園浜、御前浜など自然海浜の保全
- 自然保護地区等の持続可能な利活用

都市緑化の推進

基本方針

公園緑地の整備を進めるとともに、防災にも配慮したみどりのネットワーク化に努めます。

また、市民・事業者、行政が一体となって緑化に取り組み、花と緑のまちづくりを推進します。

- 公園の適切な配置と整備
- 西宮浜総合公園、御前浜公園、西宮中央運動公園の再整備
- 市民主体の緑化活動の支援

効率的なエネルギー利用の推進

基本方針

低炭素のまちづくり、省エネルギーへの取組みと再生可能エネルギーの導入により、持続可能なまちづくりを推進します。

- 公共交通機関の利用促進
- 戸建住宅等に対する省エネルギー・再生可能エネルギー設備の導入促進

06 都市景観の形成の方針

基本方針

豊かな自然環境や良好な住宅地、歴史的背景などの豊かな景観資源と地域の特性を生かしながら、住民・事業者・行政など全ての人々がそれぞれの立場で役割を果たし、協力して取り組むことで、文教住宅都市として美しく魅力ある都市景観の形成を図ります。

- 都市景観形成建築物等の指定による景観資源の保全
- 景観重点地区等の指定による良好な景観形成
- 大規模建築物に対する景観形成に関する指導・助言
- 屋外広告物の規制による景観の維持形成
- 魅力ある公共空間の形成

07 下水道・河川の整備の方針

基本方針

下水道事業は、良好な水環境の創造や安心で安全なまちづくりなど多様なニーズに対応するため、雨水整備・合流改善・高度処理・改築更新などの事業を進めていきます。また、市民にうるおいを与える水辺空間の創造に努めます。

- 流出抑制型の施設整備による浸水対策の推進
- 合流式下水道の改善、高度処理施設への改築・増築
- 河川・水路施設の老朽化対策、排水能力の向上

08 都市防災の方針

基本方針

あらゆる災害から市民の生命と財産を守るために、総合的な防災体制の充実を図るとともに、事件や事故など市民生活における危機について、適切な対応がとれる体制の推進を図るなど、市民の安心・安全な確保に努めます。

- 建築物の耐火・耐震化の促進
- 交通体系の整備とライフラインの確保
- 土砂災害対策、総合治水対策の推進
- 避難場所の確保と機能強化
- ハード・ソフト両面からの津波対策の推進
- 救助活動・緊急輸送道路の機能強化

第4章 まちづくりの推進のために

協働のまちづくり

01 将来像を共有する

協働のまちづくりでは、相手の立場や考え方を尊重し、お互いの想いや情報、まちの将来像を共有することが必要です。

市では、第1章「暮らしとまちのビジョン」実現に向けて、第2章「まちづくりの基本方針」と第3章「全体構想」に沿って協働のまちづくりを進めていきます。

02 相互に連携する

協働のまちづくりでは、まちづくりを進めるうえで防犯、環境、福祉など都市計画以外の各分野での活動と連携していくことも重要です。

市では、必要に応じて様々な団体や個人が相互に連携することができるよう支援します。

03 得意分野を活かし合う

協働のまちづくりでは、それぞれの得意分野を活かした、様々な協働のあり方が考えられます。

市では、様々な団体や個人が得意分野を活かすことができるよう、機会や場の拡充に努めます。

04 まちづくり活動に応じた支援

暮らしの視点に立ったまちづくりは、共通のコミュニティとして認識できる範囲で取り組みを進めていくことが必要です。

市では、まちづくり活動の段階に応じた支援を行います。

05 地区まちづくり計画

仕組みを見直しました

地区まちづくり計画とは、その地区に関わる人たちが価値観や利害の違いを乗り越えて地区の将来像(空間構想)を共有し、まちづくりの方針や建築や土地のルール、地域に必要な公共公益施設などのものづくり、まちづくりに関する取り組みなどをまとめたもので、市民が中心となったまちづくり活動の展開を目的としています。

また、地区まちづくり計画のうち、地区の将来像・まちづくりの方針・建築や土地のルールを地区計画や景観重点地区等の法制度へ移行することで、地区の状況やニーズに応じたきめ細やかで質の高いまちの実現を目指します。



成果の把握と見直し

01 まちづくりの成果の把握

成果の把握の手法を見直しました

「暮らしとまちの将来像」の実現に向け、計画を推進するため、定期的にまちづくりの成果を把握します。

まちづくりの成果は、「暮らしとまちの将来像」への到達度合いを市民のまちづくりに関する実感及び都市の動向・状況の両面から把握し、公表します。

まちづくりに関する実感把握
「まちづくりの基本方針」に基づく取り組みについて市民の実感を把握します。

市民の実感に基づく満足度
(アウトカム指標)

都市の動向・状況の把握
各種統計等から「全体構想」に関連する都市の動向や状況を把握します。

都市の動向・状況
(アウトプット指標)

ビジョン実現に係る総合的な評価

成果の公表

見直しの視点の抽出
見直しの必要性検討

見直し案の作成

02 都市計画マスタープランの見直し

成果の把握の実施頻度を見直しました

まちづくりの成果をマスタープランに反映するため、①計画、②実施、③成果の把握、④見直しのサイクルを実施し、内容を柔軟に見直します。

● まちづくりの成果の把握

3年ごとに都市計画マスタープランに基づくまちづくりの成果を把握し、その結果を公表します。

● 見直しの検討

成果の把握結果を受けて見直しの必要性を検討し、必要に応じて見直しを行います。

● 定期的な見直し

おおむね10年ごとに定期的な見直しを行います。

都市計画マスタープランの見直し

平成14年
(2002)

西宮市都市計画
マスタープラン(前回)

定期見直し

平成23年
(2011)

西宮市都市計画
マスタープラン(今回)

計画

まちづくりの
取り組み

実際

西宮市都市計画
マスタープラン(見直し)

まちづくりの成果の
把握と公表

成果の
把握

部分的な見直しの
検討

見直し

定期見直し

西宮市都市計画
マスタープラン(次回)